

JeSU 国際大会規約

一般社団法人日本 e スポーツ連合（以下、JeSU）は、e スポーツに係る国際大会（以下、国際大会）の選定・認定、選手の登録・派遣、窓口業務等について以下のとおり定めるものとする。

1 国際大会の定義

国際大会とは、複数の国や地域から選手が参加する e スポーツに係る大会で、JeSU が承認したものである。なお、国際大会の主催者は、JeSU のほか下記のいずれかに該当する団体であるものとする。

- (1) 国際スポーツ団体（IOC、OCA、GAISF など）
- (2) 国際 e スポーツ団体（IeSF、GEF、AESF など）
- (3) その他 JeSU の理事会が特に認める団体又は企業

2 国際大会の条件

2.1 JeSU 公認大会規約、6.1 に則り、当該国際大会で使用される全てのゲームタイトルについて、それぞれ大会開催について適法な許諾権を有する企業（以下「IPホルダー」という。）が承認した大会であることを条件とする。

2.2 国際大会の認定については、JeSU の理事会で決定する。

3 国際大会への選手派遣業務

3.1 JeSU は国際大会へ日本代表選手を派遣するにあたり、相応しい実力を有する者を適正かつ公平に選考することを目的に、IPホルダー、その他、関係者と協力し、可能な限り客観的かつ明確な派遣選手選考基準を定める。

3.2 JeSU は、国際大会に対して日本代表選手の派遣を要請された場合には、事前に定めた派遣選手選考基準を満たした選手を、日本代表内定選手とし、理事会の承認をもって日本代表として取り扱う。但し、緊急やむを得ない場合で、事後的に理事会の承認を得た場合はその限りでない。

3.3 主催団体から国際大会の日本代表選手派遣の窓口業務等を委託された場合、JeSU はすべての派遣選手の管理を行うことができる。

3.4 主催団体からの窓口業務等の委託がない場合においても、主催団体並びに選手が認めた場合において JeSU が日本代表選手の派遣を支援することができる。

3.5 JeSU 公認タイトルに関して国際大会に日本代表選手を派遣する場合で、派遣選手選考基準を満たした選手が JeSU 公認プロライセンス保持者でない場合、IPホルダーからの推薦を条件として JeSU 公認プロライセンスを付与することができる。

4 国際大会への選手登録

- 4.1 日本代表選手は、JeSU、主催者その他関係各所の求めに応じ、国際大会への選手登録に必要な各種手続及び行動に応じる必要がある。
- 4.2 年齢制限は、原則として国際大会及びJeSUの定めるレギュレーションに則るものとする。
- 4.3 満18歳未満の者への登録は、事前の親権者の同意を必要とする。
- 4.4 JeSUはウェブサイトには日本代表選手の本名およびIGN（プレイヤーネーム）と顔写真を掲載することができるものとする。
- 4.5 4.1に定める手続等に応じない場合や、国際大会派遣に相応しくないと判断される行動を選手が取った場合、JeSUにおいて協議の上で、国際大会への選手派遣を取り消す場合がある。

5 支援内容

- 5.1 JeSUが相当と認める内容、範囲において、大会に関する宿泊費、交通費をJeSUが選手に代わり負担するものとする。

6 JeSU主催の国際大会について

- 6.1 JeSUは、2.1に則り、国際大会を主催することができるものとする。
- 6.2 海外から参加する選手について参加資格、招集方法（ビザの取得に関する事項を含む。）は日本国内の法令に則り、IPホルダーと協議の上、決定する。

7 規約の改訂等

- 7.1 JeSUは、この規約に定めのない事項については、必要に応じ別途大会ごとに詳細を定め、また、この規約を随時変更することができるものとし、変更後の規約については、ウェブサイト、電子メール、書面その他JeSUが適切と判断する方法により通知した時点からその効力を生じるものとする。

〈付則〉

2018年8月9日制定、施行
2019年4月11日改定、施行
2022年4月25日改定、施行